

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第8回）議事概要

1 日時

平成22年5月25日（火）午前10時から午前12時まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
藤田昇三，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

4 進行

（1）検察官の立場から見た裁判員裁判の審理の現状と課題について

藤田委員から，資料2に基づき，裁判員裁判における検察官の主張立証について，まず，次のとおり説明がされ，その後，意見交換が行われた。

【これまでの取組】

○ 基本方針

- ・ 立証責任を負う検察官は，裁判員が法廷の場で審理の内容を十分に理解し，容易に心証を形成できる公判活動を行うことが必要不可欠であるから，①分かりやすく，②迅速で，しかも③要点を漏らさない的確な主張立証を行わなければならない。
- ・ この3つの要請は，鼎立し難い，相反する要請のようにも見えるが，裁判員による容易な心証形成という点を考えると，相互補完的で鼎立し得るし，鼎立させるべきということを基本方針として公判活動を行っている。

○ 主張について（冒頭陳述・論告）

- ・ 従来は、文章形式の書面を朗読し、重大事件や否認事件の場合、分量も長大となるのが一般的であった。また、冒頭陳述は、証明予定事実を物語式に摘示し、争点を明らかにしないものであることが一般的であった。

しかし、従来の方法では、裁判員にとって分かりにくく、簡潔ではないため、現在は、次のような点に留意している。

- ・ 口頭で平易な日常用語を用いて実施するほか、補助資料として、冒頭陳述メモや論告メモ、ボード、法廷のモニターテレビを活用するなど、分かりやすさのための工夫を行う。
- ・ 表現面での分かりやすさの実現と同時に、内容面の充実を追求し、冒頭陳述においては、争点を具体的に明らかにするとともに、どの証拠によってその争点を判断すればよいか明示し、また、冒頭陳述・論告ともに、適正妥当な事実認定と量刑のために必要不可欠な事実を簡潔に摘示するよう努める。

○ 立証について（書証、人証）

- ・ 従来は、立証に有益と思われる証拠書類は重複をいとわず証拠請求する傾向があり、個々の分量も長大なものが少なくなかった。証人尋問も、裁判官が法廷外で証人尋問調書を読み直すことを前提に、所要時間や分かりやすさをそれほど重視していなかった。

しかし、従来の方法では、裁判員に分かりにくく、法廷での心証形成が困難であるため、現在は、次のような点に留意している。

- ・ 一般的には、争いのない事実は、分かりやすさや迅速・簡潔さの観点に加え、証人の負担の面から、供述調書等の書証による立証が望ましい。ただし、事案や証明すべき事実によっては、裁判員が心証をより形成しやすいように、書証によらず、証人尋問をした方が適当な場合があり、その場合には、裁判員や証人の負担も考慮しつつ、人証を選択することもある。

また、書証の取調べは、これまでのように書証の要旨だけを告げるのでは

なく、原則として全文を朗読する必要があるので、立証に用いる書証を厳選するとともに、個々の書証の内容も、できる限り、簡にして要を得たものとする必要がある。例えば、責任能力の有無が問題となる可能性がある事案では、捜査段階で精神鑑定を行い、鑑定書の作成を医師に依頼するが、その際、本文を鑑定主文と理由の要旨にとどめ、理由の詳細を別紙に譲る方式で作成してもらい、責任能力の有無が争点にならない場合は、簡潔な本文部分のみを被告人及び弁護人に同意してもらい、それを証拠として法廷に提出している。

- ・ 人証については、法廷で心証形成ができるよう、分かりやすく、立証のポイントを争点と重要な事項に絞った簡潔で的確な証人尋問や、虚偽の弁解を効果的に弾劾する簡潔な被告人質問を行う必要がある。

【これまでの取組についての評価（現状認識）】

- 裁判員経験者の意見をも踏まえると、現在のところ、基本的に、分かりやすく、迅速で、しかも的確な主張立証を行っているとは認識している。特に、主張の分かりやすさの実現については相当の成果を上げていると認識している。
- しかし、個々の事件について見ていくと、特に立証の面において、反省すべき事例も見受けられる。

（内田委員）

藤田委員の御説明により、裁判員裁判における検察官の主張立証の現状がよく分かった。

（酒巻委員）

書証の朗読に代えて証人尋問を行うことがあるとのことだったが、証人尋問の方が印象に残りやすく、分かりやすいと考えていると理解してよいか。

（藤田委員）

裁判員にとっての理解のしやすさを考えているのはもちろんだが、事案によっては、事実関係の重要性や、法廷で供述したいという被害者の方のことを考

えて人証を選択することもある。他方、過度になると裁判員の負担となるし、出廷したくない被害者の方もいるので、事案に応じて判断している。

(酒巻委員)

以前と比較して、直接主義・口頭主義が重視されており、大変よい傾向だと思う。

引き続き、藤田委員から、資料2に基づき、裁判員裁判における検察官の主張立証について、次のとおり説明がされ、その後、意見交換が行われた。

【今後の課題】

- 公判前整理手続の迅速化に向けた検察官の主体的・積極的な対応
 - ・ 統計データによると、平成20年に判決があった裁判員裁判対象事件（公判前整理手続を行ったものに限る。）と比較し、裁判員裁判の実施後、起訴から判決までの期間は、全体的には短縮しており、迅速化しているといえるものの、自白事件では若干長期化している。また、公判前整理手続は全体的に若干長期化し、取り分け自白事件において長期化している。
 - ・ 裁判の遅延は、司法制度改革の最も重要な目的の一つである「裁判の迅速化」に反する。また、証人の記憶が減退するなど充実した公判審理の妨げにもなるし、犯罪者の可及的速やかな更生という刑事政策の理想にも反する。さらに、被告人の勾留が長引くという問題もある。したがって、検察官も、公判前整理手続の迅速化に主体的・積極的に取り組む必要がある。

この点、これまでの事例を見ると、各地で初めて行われる裁判員裁判での分かりやすい主張立証等への配慮から慎重を期す余り、証明予定事実記載書面の提出等が遅れていたものも見受けられた。

そこで、法曹三者でその迅速化に努めた結果、平成22年5月20日までの起訴件数1,881件の約50パーセントに当たる934件につき、既に判決済みであるか、今後7月末までに公判審理が終了する予定であり、成果

が現れつつある。

今後も、特に以下の点に留意しつつ、公判前整理手続の迅速化に向けて主体的・積極的に取り組むつもりである。

- ・ 争点・証拠整理の出発点となる検察官請求予定証拠の開示，証明予定事実記載書面の提出を起訴後できるだけ速やかに行うことを徹底する。
- ・ 公判前整理手続において争点及び証拠を十分に整理するとともに，被告人が防御の準備を十全に行うことができるよう，証拠開示請求の要件の充足に若干疑義がある証拠であっても，証拠隠滅などの開示による弊害がなければ任意開示を積極的・柔軟に検討することを含め，引き続き，誠実かつ迅速な証拠開示を励行する。
- ・ 公判前整理手続段階における補充捜査の要否や方法を適切に判断し，仮に補充捜査が必要となる場合には速やかに実施する。

○ 「分かりやすく，迅速で，しかも的確な主張立証」の徹底

- ・ これまで，立証に慎重を期する余り，重要性の低い事実の立証に時間をかけた事例等があった一方，裁判員経験者からの意見には，証拠・証人の数が質的・量的に少ないなどとするものもある。適切な立証事実の選定と証拠の厳選は容易でない場合があるが，事案に応じてそれを一層適切に，メリハリをつけて行うよう努める。
- ・ 裁判員経験者からの意見をも踏まえると，裁判員にも分かりやすく，簡潔で，しかも要点を漏らさない証人尋問・被告人質問という観点からは，検察官の証人尋問・被告人質問の能力はまだ不十分であるとの認識である。今後，審理が控えている本格的な否認事件では，証人尋問や被告人質問が検察官の立証活動の中で重要な位置を占めるので，今後も様々な工夫を凝らして，証人尋問・被告人質問の技能向上を図る。
- ・ 今後，審理が控えている本格的な否認事件の中には，被告人の自白や被害者・目撃者による犯人識別の供述などの直接証拠がなく，複数の状況証拠(間

接事実)の積み重ねにより、被告人が犯人であることを立証せざるを得ない事案もあるが、単に間接事実を羅列して提示するだけでは、裁判員にとっては、各事実の意味・重要性や相互の関連性等が分かりにくく、心証を形成することが困難である。したがって、例えば、主要事実、すなわち被告人が犯人であることを推認させる複数の間接事実を摘示し、さらに各間接事実を推認させる複数の第2次間接事実を摘示するというような重層型の立証構造を示し、その中での各間接事実の位置付け、意味合い等を明示することなどの工夫を行う。

(今田委員)

公判前整理手続の迅速化について成果が現れつつあることは理解できたが、公判前整理手続には性質上ある程度時間がかかり、単に早ければよいというものではない。迅速さの判断基準をどのように考えればよいか。また、公判前整理手続の迅速化の関係では、人的態勢の問題もあるのか。

(藤田委員)

判断基準については、個々の事件の内容によるので、従来の刑事裁判との比較が参考となるが、明確な判断基準を設けることは困難であろう。

人的態勢については、人員が多いほど迅速化が図れることは確かだが、人員や施設は限られているので、それを前提により早くなるよう対応を工夫している。

(榊井委員)

弊害がなければ積極的に任意開示を検討しているとのことだが、裁判員裁判開始前後で証拠開示請求への対応に変化があるか。

(藤田委員)

証拠開示に対する基本的な姿勢は、裁判員裁判開始の前後を問わず、刑事訴訟法に定められた証拠開示請求の要件を踏まえながらも争点整理に資するよう柔軟に証拠開示を行うというもので変化はない。厳密に言えば法定の要件の充

足に若干疑義がある証拠であっても、開示による弊害がない場合には、積極的に任意開示をしているとの認識である。

したがって、証拠開示の遅れが、公判前整理手続の長期化に繋がっているという認識はないが、そのような指摘を受ける事例もないわけではない。証拠開示請求に対する判断の迅速性が求められていると理解し、迅速に判断するよう指導している。

(梶井委員)

検察官が所持している全証拠のリストは裁判所や弁護側に開示されるのか。

(藤田委員)

証拠開示に争いが生じると、裁判所が争いについて裁定するが、その際、裁判所からの命令があれば、その指定する一定範囲の証拠標目のリストを裁判所に提示することになる。

(小野委員)

証拠のリストが検察官から弁護側に開示されるわけではない。そのため、証拠開示請求の要件該当性や証拠の有無を巡って、検察官と弁護人との間で一定期間やりとりが行われる事案がある。例えば、警察に証拠があって、検察官の手元にはないような場合に、証拠はないと回答される場合もあるようである。

(藤田委員)

検察官の手元に証拠がない場合には、警察にも確認した上で、速やかに回答するよう指導している。

(梶井委員)

今田委員も指摘されたが、公判前整理手続は、いかに適切・適正に争点を絞るかが大切で、単に早ければよいというわけではないだろう。

(小野委員)

開示による弊害というのは通常考えがたい。弁護人は、開示された証拠に有利な事情が記載されていることがあるので、これを材料の一つとして弁護方針

を検討している。弁護方針を検討する上で証拠開示は必要不可欠なものである。
証拠が開示されることにより争点整理が迅速化することもある。

(2) 弁護人の立場から見た裁判員裁判の審理の現状と課題について

小野委員から、資料3に基づき、弁護人の立場から見た裁判員裁判の審理について、まず、次のとおり説明がされ、その後、意見交換が行われた。

【現状と課題】

○ 全般的な対応態勢について

- ・ 弁護士の場合、統一的対応が難しい現状があるが、各単位会ごとに実情に応じた対応態勢を築いてきた。
- ・ 弁護人選任態勢は、各会の実情に合わせて準備されているが、選任態勢が十分でなかったり、裁判員裁判対象事件についての被疑者段階における弁護人選任につき十分に整備されていない単位会もないわけではなく、検討を要する。
- ・ 国選弁護人の複数選任は、一般的には、求めれば実現している状況にあるが、実現しなかった事例もある。他方、複数選任されたにもかかわらず、経験が浅い弁護士同士の組合せとなった事例や、そもそも複数選任を求めなかった事例もあり、検討を要する。

○ 事前準備の状況

- ・ 被疑者段階での弁護活動について、不十分な事例もあるとの報告があり、弁護活動のより一層の充実が求められる。
- ・ また、被疑者段階から起訴後までの一貫した弁護活動も課題である。

○ 公判前整理手続

- ・ 証拠開示請求を巡って、期間を要している事例があるとの報告がある。弁護人からの主張に関連する証拠の開示請求を活用することも含め、証拠開示がより円滑に進められる工夫が必要である。
- ・ 公判前整理手続については、被告人の身体拘束が不必要に長期化すること

は避けなければならないので、不要な期間は短縮されるべきである。他方、証人の確保や被害者との示談など、防御に必要な準備が十分に尽くされるべきことは当然であり、そのための期間は必要不可欠である。

○ 保釈

- ・ 従来に比して、早い時期に保釈が認められる事例が見られ、保釈実例の情報を収集・伝達し、保釈請求を進めるように努めている。
- ・ 他方、保釈金を用意できないために保釈請求に至らないケースが相当あると思われる。保釈金調達方法については、将来の課題である。

○ 選任手続

- ・ 選任手続については事例の集積を待っており、今後の検討課題である。

○ 公判審理

- ・ 裁判員経験者によると、弁護人の主張が分かりにくいとされているが、特に自白事件の冒頭陳述や弁論において、アピールポイントの提示が不鮮明で、総花的・表面的であるなど、従来の弁護活動の域を出ていないものもある。また、漫然と書面を読み上げるものもあり、その内容と相まって、弁護の質が問われている。冒頭陳述や弁論の意味の理解を深めつつ、研修を継続する必要がある。
- ・ 書証の朗読が長時間続く審理もある。裁判員の心証形成を考えると、証人尋問による立証の方が理解が深まる場合は相当数あると思われる。
- ・ 裁判員は、被告人の更生可能性に着目している傾向が見られ、それを具体的に示すため、弁護側証人を確保する必要性が高まっていると感じる。情状事件ではそれが顕著であるが、様々な事情により弁護側証人の出廷を確保できない事件があり、また、情状証人が全くいない場合もある。弁護側証人の確保は今後の課題である。
- ・ 裁判員裁判では、被告人質問によって事件の全体像やアピールすべき点を示すことになる。したがって、被告人の供述をどのように引き出し、提示す

るかを考え、それによって弁護側の主張を理解してもらうことが重要であるところ、従来のように漫然と供述調書を併用し、その朗読を前提に被告人質問をする事例も見受けられる。

- ・ 情状事件だからこそ、ポイントを明示する必要がある。また、犯罪事実自体との関係でアピールすべきことと、その他の一般的な事情との関係でアピールすべきこととを、意識的に区別して主張・立証することが必要であり、その点の徹底を図りたい。
- ・ 量刑データベースを利用しない弁護人もいる。個別事件での活用方法は検討を要するが、弁護人は、その利用を検討する必要がある。

(内田委員)

証人による立証を考えた場合、証人がポイントを押さえて適確に証言できるかどうかの問題になると思うが、その点で工夫はしているのか。

(小野委員)

経験上重要なのは、証人自身の問題ではなく、質問者が証人に何をどう聞くかであり、そのための準備である。証人テストなどの準備をきちんとしておけば、御指摘のような問題はそれほど生じない。

(酒巻委員)

情状事件において、情状証人の有無それ自体が量刑に影響することがあり得るとお考えか。

(小野委員)

裁判員は、被告人の更生可能性に着目している傾向があるので、主として情状事件において、被告人のために出廷する情状証人がいるという事実自体が、量刑判断上重要な意味を持つ場合があるのではないかと感じる。

(龍岡委員)

国選弁護事件において、弁護人の複数選任を求めるべき事案であるにもかかわらず、これを求めなかった事例はあるのか。

(小野委員)

そのような事例もあると聞いている。従来感覚では、複数選任が認められるのは特別な事件であり、そのような感覚が背景にあるのではないか。

また、十分な検証はできていないが、私選弁護事件においても、本来複数名で担当すべき事案であるのに、単独で弁護活動を行い、裁判員からあまりよい評価を得なかった事例があると聞いている。

(榊井委員)

被疑者段階での弁護活動について不十分な事例があるとのことだが、接見をしていない事例もあるのか。

(小野委員)

そのような事例があるとすれば、裁判員裁判特有のものではなく、個々の弁護活動の問題であるが、刑事弁護の質の向上は、弁護士会の課題である。

(榊井委員)

以前は若手の弁護士が刑事弁護を支えているという話を聞いたことがあるが、現在はどうか。

(小野委員)

若手の弁護士の人数が増加していることもあり、そのような弁護士が刑事弁護を支えている現状はある。

(榊井委員)

若手の弁護士にはフットワークの良さも期待できるだろう。今後は、そのような弁護士が経験を積んで弁護活動の主役になることが期待できよう。

(山崎事務総長)

先ほど紹介のあった、複数選任された弁護人が適切な組合せにならなかったという点は、選任方法を工夫することで解決することは難しくないように思われるが、どうか。

(小野委員)

弁護士会は、個々の弁護士の弁護活動に介入することができないし、弁護士を統率・指導する組織でもない。このような弁護士会と個々の弁護士の関係が背景にあると思われるが、後に説明するとおり、各単位会において、個々の事件についても弁護活動を支える態勢等を検討しているところである。

引き続き、小野委員から、資料3に基づき、弁護人の立場から見た裁判員裁判の審理について、次のとおり説明がされ、その後、意見交換が行われた。

【課題への取組】

○ 準備の充実

- ・ 裁判員裁判では、市民が当事者として手続に参加している。弁護活動は多くの批判の目にさらされ、準備不足は、簡単に見抜かれてしまう。
- ・ また、弁護人の見方が、必ずしも裁判員・裁判官の見方に通じるわけではない。従来の弁護人の見方から一歩離れた見方をしておくことも必要である。
- ・ 弁護士の執務状況を考えると、弁護側も有能な補助者の活用を検討する必要があるが、活用の在り方や確保が困難な実情が検討課題である。

○ 争いのある事件の審理

- ・ 証人尋問や被告人質問において、裁判員が聞いて分かる尋問を工夫する必要がある。また、鑑定書の取扱いや専門家証人の質問方法などは、公判前整理手続において十分検討する必要がある。

○ 審理予定

- ・ 十分な準備を行っても、公判審理の流れの中で審理予定時間を超えることはあり得る。裁判員や証人に負担があるとしても、設定された枠にこだわりすぎるべきではない。
- ・ 長期間の審理を要する事件も、審理日程の組み方、立証の方法、尋問の方法などの工夫を要する。

○ 弁護活動の向上

- ・ 現状において、弁護活動にばらつきがあることは否定できず、弁護活動の質を一層向上させる必要がある。また、個々の事件における弁護活動を支える態勢や研修態勢を構築する必要がある。

(今田委員)

弁護士会は、所属する弁護士に対し、もっと指導的な役割を果たす組織だと理解していたのだが、必ずしもそうでないことが分かり、意外である。

(小野委員)

もちろん弁護士会としての支援活動は行っており、そのための態勢を整えているところであるが、弁護士は独立した存在なので、弁護士会が個々の弁護士の弁護活動を指導したり統制することはできない。

(今田委員)

被疑者段階での弁護活動や裁判員裁判の現状を考えると、弁護士同士の連携が必要であり、また、弁護士に対する広範な情報提供や支援がないと充実した弁護活動ができないのではないかと。組織的に対応している検察側と比較すると、弁護側の態勢が遅れているのではないかと印象を受けており、弁護士会による統制はもちろん望ましくないが、支援・協力態勢は必要ではないか。

(小野委員)

先にも述べたとおり、個々の事件において、弁護士会として弁護人に対してできることには限界があるが、裁判員裁判の実施により、弁護士の意識は格段に変わり、情報の収集、分析、伝達の仕組みも整えられてきた。評価についてはいろいろあり得るところだが、裁判員裁判に対応できるだけの態勢は整えられたと考えている。しかし、課題をどのように克服するか、そのための仕組みを作っていく必要があると考えている。

(植村刑事局長)

アメリカでは、公設弁護人事務所に所属する弁護士が弁護人を務める制度がある。日本においても法テラスのスタッフ弁護士が充実すれば、弁護態勢がよ

り充実・発展するのではないかという意見がある。

(榊井委員)

法テラスとの関係で、弁護士会はどのように関与しているのか。

(小野委員)

例えば、弁護士会によっては裁判員裁判に対応できる弁護士の名簿を作成してその名簿から法テラスに弁護人を推薦するなどの形で関与している。

(榊井委員)

力のある大きな弁護士事務所で事件を引き受けて、所属する弁護士でチームを組んで対応する事例もあると聞いたことがあるが、比較的多く行われていることなのか。

(小野委員)

そのような例はあるが、現状では、そのような対応ができる弁護士事務所は限られている。

(酒巻委員)

裁判員裁判を担当される弁護士への個別的支援は大変有意義であると考えますが、個別事件で弁護人に選任された弁護士への支援態勢や補助者の活用について、刑事訴訟法上の弁護人の権限等との関係をどのように整理されているのか。

(小野委員)

弁護士の中には研修を受けていない人もいる。その弁護士が裁判員裁判の弁護人として選任された際、研修を義務づけるものではないが、裁判員裁判の進行に当たっての弁護活動の在り方等を個別に支援しようとする弁護士会もある。個々の具体的な事件そのものについて記録を検討した上で、支援を行うことまで考えているわけではない。

補助者については、弁護士の指導の下、法廷におけるディスプレイ操作やメモ取り・メモの差入れ等のサポートを、裁判所の許可を得て行う方法がある。

(内田委員)

データベースの検索などの補助作業にも補助者は関与するのか。

(小野委員)

量刑データベースについては、弁護人の具体的指導の下、あくまで準備行為として行うものと整理することだろう。

(椎橋座長)

藤田委員、小野委員のプレゼンテーションとその後の意見交換により、裁判員裁判の審理の現状と課題について、総論的な認識が共有できたのではないかと。

次回は、本日指摘があった点をも踏まえて、裁判員裁判の審理の現状と課題について、更に掘り下げた各論的なプレゼンテーションをお願いしたい。

5 今後の予定について

次回以降の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第9回 平成22年7月26日(月) 午後1時15分から

第10回 平成22年9月30日(木) 午前10時から

(以上)